



申請団体の協議会委員を務めた地元農家  
まるやま やすし  
丸山 安四さん  
(20区)

### 認定は地域が明るくなる材料に

近年、各地で災害が多発する中、過去の災害による被害を抑えてきた取り組みが評価されたのではないかと。この地域で農業を営んできた人たちにとって今回の認定は自信になり、地域が明るくなる材料になる。このシステムをいかに維持していくか、これからがスタートだ。



農事組合法人アグリ平泉相談役(前代表理事)  
ささき ただし  
佐々木 正さん  
(20区)

### 山麓地で果樹栽培を進めていきたい

伝統的な農業の継承は難しく、認定はとてもうれしい。農家の高齢化が進む中、山麓の耕作放棄地で果樹栽培を進めていくことで、地域活性化につなげたい。道の駅平泉(の指定管理をする会社)の社長もしており、平泉の農産物を多くの人に食べてもらえるよう取り組んでいく。



東稲山麓地域の日本農業遺産認定が決まり、くす玉を開く青木町長(右から2人目)ら=1月17日、役場

**役場でセレモニー開催**  
日本農業遺産への認定セレモニーは1月17日、役場で開かれ、申請団体の「東稲山麓地域世界農業遺産認定推進協議会」(会長・青木町長)のメンバーらが出席。青木町長は「長い間大変な苦労をかけたが、吉報が入った。平成28年の協議会発足から関係者が一丸となって取り組み、専門家との協議を重ねながら地域を歩んできた。認定を受けほっとしている」とあいさつし、関係者とともに玉を開いて認定を祝いました。

# 東稲山麓地域

(長島地区、一関市舞川地区、奥州市生母地区)



日本農業遺産の認定を受けた東稲山麓地域。低平地(手前)と山麓地(奥)では異なる農作物を作るなどし、洪水害や干ばつなどの自然災害へのリスクの分散に努めてきた=令和3年9月、平泉町長島

# 日本農業遺産

# に認定

県内初

### 認定までの主な歩み

- 平成28年度 平泉町など3市町と県、農業関係者・団体などによる「東稲山麓地域世界農業遺産認定推進協議会」が発足
- 平成30年度 一次審査で不認定
- 令和2年度 二次審査で不認定
- 令和4年度 日本農業遺産に認定

### 認定報告会を開催します

- 日程…2月16日(木)
- 時間…10:00~、13:30~
- 場所…長島公民館
- 問い合わせ先 農林振興課 ☎46-5564

## 「災害から生命と生活を守り未来へつなぐ東稲山麓地域のリスク分散土地利用システム」

東稲山麓地域は、洪水害や干ばつなどの自然災害に見舞われてきたことから、地域が一体になった立体的な土地利用と水源管理などに取り組み、災害リスクの分散を図る独自のシステムを構築し、約300年にわたって継承してきた。

- システムについて 地域内の農家は藩政時代から、山麓地と低平地に分けて土地を所有し、複合的な農業を営みながら、共助の精神で水利施設の管理や森林の保全に取り組んできた。
- 食料の確保と生計の保障 水害リスクが高いながら肥沃な低平地でコメや麦、豆などの商品作物を栽培。山麓地では食料を確保するため、野菜やリンゴなどを作り、畜産を営んだ。
- 地域内の取り組み 地域活性化に向けたイベントなどの開催のほか、地域資源を活用して「6次産業化」を進めるため、法人などによる事業が展開されている。

農林水産省は1月17日、平泉町長島地区と一関市舞川地区、奥州市生母地区にまたがる東稲山麓地域の「災害から生命と生活を守り未来へつなぐ東稲山麓地域のリスク分散土地利用システム」を日本農業遺産に認定したと発表しました。平成30年度と令和2年度の不認定を経て、申請3度目での認定。関係者は、世代を超えて継承されてきたシステムを次世代につなぐ決意を新たにしました。同遺産への認定は県内で初めてです。

このシステムは、北上川沿いの低平地と山麓地の農地の複合的な土地利用と、地域が一体となって水利施設と森林の保全・管理を行い、洪水害や干ばつなど自然災害のリスクを分散することで、社会や環境に適応しながら地域の食料や生計を保障してきたものです。

日本農業遺産は、重要で伝統的な農林水産業が営まれ、固有の農文化や農業生物多様性が育まれている地域について、基準を基に農林水産大臣が認定するもので、平成28年に創設されました。

今回の認定を受け、申請団体の「東稲山麓地域世界農業遺産認定推進協議会」(会長・青木町長)は、同地域のさらなる情報発信に努めていきます。